

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和6年3月

社会・援護局障害保健福祉部  
企画課 監査指導室



# 目 次

1	令和6年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について . . .	1
2	令和6年度厚生労働省障害保健福祉行政事務 指導監査実施計画等について . . . . .	8



## 1 令和6年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について

### (1) 障害者総合支援法等に基づく指導監査について

#### ア 指導監査の実施等

障害福祉サービス等の利用者が多様化するとともに、障害福祉サービス等を提供する事業者が増加する中で、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、事業者が提供する障害福祉サービス等の質の確保・向上を図っていくことが重要であり、様々な取り組みのうち、都道府県等による指導監査の実施については、事業者に対する当該基準の徹底等を実施してきたところである。

都道府県等においては、障害者総合支援法等の関係法令、通知等を参照の上、また、実施に際しては、引き続き、指定障害福祉サービス事業者等に対する適切な指導監査の実施をお願いしたい。

指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者等（以下「事業者」という。）に対する指導監査の実施に当たっては、法令、基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導を行うとともに、都道府県においては、管内市町村に対し、適切な支給決定に重点を置いた指導をお願いしたい。

指導は、各事業者における利用者の生活実態、サービス提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、よりよいケアの実現を図るために有効な取り組みであり、厚生労働省では指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、おおむね3年に1度実施するよう助言しているところであるが、指導を受けない事業者が多く存在することは、サービス利用者の不利益につながる可能性が高い。

このような観点から、各自治体にはより積極的な指導の実施をお願いするとともに、特に指定の有効期間内に1回も指導を行えていない自治体においては、実施計画や、実施体制などについて積極的に改善されたい。

おって、厚生労働省の都道府県等に対する指導の結果、是正又は改善を図る必要があるとした主な指摘事項については、以下のとおりとなっているので、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

#### (主な指摘事項)

- ・ 事業者に対する指導が低調
- ・ 自立支援医療費の支払いに係る審査点検が未実施又は不十分
- ・ 業務管理体制の整備に関する届出事項について、未届出事業者の把握が未把握又は不十分

## イ 不正事案等における厳正な対応について

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日付け障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等の関係通知を踏まえ実施していただいている。

当該通知では、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合に指定基準や報酬請求の内容等について挙証資料等をもとに把握し、関係法に定められた権限を行使する「監査」とを区分している。

各自治体においては、個々の事案を踏まえて「指導」と「監査」を適切に組み合わせて、効果的な指導監督を実施していただくようお願いする。

毎年度、運営基準違反や自立支援給付費等に係る費用の不正請求、あるいは利用者への虐待行為等により、指定取消等の処分が散見されているが、こうした事案は、利用者に著しい不利益が生じるおそれがあるのみならず、制度全体の信頼を損なうものでもある。

とりわけ虐待行為は、人権に関わる問題で利用者の尊厳を失わせる極めて重大な問題であり、前述の関係通知においても、あらかじめ通知したのではサービス提供状況が確認できない場合には、事前に通知することなく指導を行うことも可能としている。

このようなことから、関連する情報が寄せられた場合には、関係機関等との連携のもと、監査への変更や行政上の措置など、機動的かつ適切に対応するようお願いしたい。

また、各自治体においては、通報、苦情等により、不正が疑われる事案を把握した場合には、的確に監査を行い、不正が確認された場合には、指定取消や指定の効力停止等の厳正な対応をお願いしたい。

加えて、不正請求が多いサービス分野への重点的な指導監査の実施についても、自治体の実情に応じて適切に対応をお願いしたい。

指定取消等の処分を行った際には、利用者保護の観点から、代替事業者によるサービスの継続的利用が可能となるよう、関係自治体等とも連携して、当該事業者に対して受け入れ先の確保を図るよう指導されたい。

## (2) 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の監督について

### ア 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底等

業務管理体制の整備に関する事項の届出について、区分の変更があっ

た場合には、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき都道府県知事等及び変更前の区分により届け出るべき都道府県知事等の双方に届け出ることとされているが、変更後の区分により届け出るべき都道府県知事等のみに届け出られている事例が散見されるので、適切な指導をお願いしたい。

新規参入事業者の届出や既届出事業者の届出事項変更に伴う変更届については、遅滞なく行うこととされており、都道府県等においては、届出未済防止の観点から、新規指定申請・指定更新時や集団指導・指導時など、事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

なお、届出を受けた際には、他の自治体による届出先の把握のためにも速やかに【障害福祉】業務管理体制データ管理システムに入力し、情報共有に努められたい。

## イ 業務管理体制に係る一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、必要に応じ改善に向け事業者が自主的に取組むよう助言を行うものである。

都道府県等においては、全ての事業者を対象としつつ地域の実情に応じ計画的に検査を実施されるようお願いしたい。

なお、一般検査の実施方法については、事業者の業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法であれば、実地検査に限らず実施することも差し支えなく、事業所指導に付加した一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査と併せて実施することも可能であり、効率的な実施方法を検討されたい。

各自治体においては、事業者に対して様々な機会を通じて法令等を遵守した適正な事業運営の指導の徹底をお願いしたい。

厚生労働省の都道府県等に対する指導の結果、是正又は改善を図る必要があるとした主な指摘事項は、以下のとおりとなっているので、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

(主な指摘事項)

- ・ 届出をしなければならぬ事業者から届出書が未提出
- ・ 届出事項の変更届出が未提出
- ・ 確認検査を実施するための内部規定（実施要綱）が未策定
- ・ 一般検査が未実施

## ウ 業務管理体制に係る特別検査

特別検査は、指定の取消処分に相当する事案が発覚した事業者に対し、その本社等への立入検査を行い、業務管理体制の整備についての取組の状況や不正行為への組織的関与の有無等を検証するものである。

都道府県等においては、事業者に対して指定取消処分等を行う場合、当該事業者に対する特別検査を実施されるようお願いしたい。

特別検査の実施の契機は、指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案についても積極的に行い、以後、サービスが適切に提供されるよう、業務管理体制の不備について検証し、再発防止策の策定等の改善を求められたい。

なお、指定取消相当の処分を行う事業者の指定権者が異なる場合においては、当該自治体と緊密に連携の上、特別検査を実施されるようお願いしたい。

また、業務管理体制の監督権者において特別検査を実施した場合は、その結果を指定権者に通知するとともに、併せて当室にも情報提供をお願いしたい。（業務管理体制の整備等の施行について（平成 24 年 3 月 30 日付け障企発 0330 第 5 号障障発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長障害福祉課長通知）の「第 2 改正の内容」の 4（2）ウ参照）

## エ 国所管の業務管理体制に係る特別検査について

国所管の業務管理体制の特別検査については、指定権者である各都道府県、指定都市、中核市からの監督権限の行使の要請に基づいて実施しているところである。

本年度の事例ではないが、過去の事例の中には、指定権者による聴聞が終了し、指定取消等の処分日まで期間がないため、国による特別検査の手続きが非常に短期間のうちに処理をせざるを得なかった事例があったところである。

このため、国所管の事業者の指定取消し等の行政処分に当たっては、引き続き、都道府県等による監査の段階から早期に情報提供をお願いするとともに、緊密な連携をお願いしたい。

## オ 指定取消処分の連座制適用時の各都道府県への通知について

一つの都道府県を超えて事業実施する事業者が増えていることから、指定取消となった事業者情報は全都道府県で共有することが重要である。

このため、「業務管理体制の整備等の施行について」（平成 24 年 3 月 30 日障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）において、指定取消案件に組織的関与が認められた通知を受けた指定権者は、各都道府県知



事に当該役員等の氏名等を通知することとされているので、本施行通知に基づいて、毎年度周知している連絡窓口へ通知していただくよう引き続き、よろしく願います。

<参考>「業務管理体制の整備等の施行について」(平成 24 年 3 月 30 日障企発 0330 第 5 号、障障発 0330 第 12 号 各都道府県・各指定都市・各中核市障害保健福祉主管部(局)長あて 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)  
第二 4

(2) 不正行為に対する組織的関与の有無に応じた連座制の適用

ウ …また、業務管理体制の監督権者から、指定取消処分の原因となった不正行為について組織的関与があった旨の通知を受けた当該事業所の指定権者は、連座制が適用されることにより、当該事業者の役員等については、指定・更新の欠格事由に該当することから、(指定権者が市区町村長の場合は、都道府県を通じて) 各都道府県知事に当該役員等の氏名等を通知し、通知を受けた都道府県知事は市町村長に通知すること。

### **(3) 令和 5 年の地方からの提案等に関する対応について**

令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)において、「指定障害福祉サービス事業者等が行う業務管理体制の整備に関する事項の変更届出について、指定に関する事項の変更届出と内容及び届出先が重複する場合に省略可能となるよう、省令を改正」することとされた。

このため、令和 5 年度中に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)及び児童福祉法施行規則(昭和 22 年厚生労働省令第 11 号)の一部改正を予定しているので御了知願いたい。

### **(4) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査等について**

都道府県においては、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」(平成 23 年障発 0401 第 5 号)、「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則」(平成 27 年障発 0401 第 10 号)及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」(昭和 48 年児企第 48 号)を踏まえて、引き続き、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成及びこれらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

自治体による住民への制度の周知について、引き続き、制度の対象となる

方に対し広く周知されるよう、管内実施機関等に対して必要な指導をお願いしたい。

令和4年度までの厚生労働省において都道府県及び指定都市に対し実施した指導監査の結果、是正又は改善等を図る必要があると指摘した主な項目は以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

なお、障害認定医による障害診断書の審査における障害認定基準への該当・非該当の判定については、単に該当・非該当の有無を記すのみならず、非該当はもとより該当の場合も診断書の内容から認定基準にどのように該当するのかの総合的判断理由を具体的かつ明確に記されたい。

## **ア 特別児童扶養手当**

### **(主な指摘事項)**

- ・ 総合的判断に当たり、総合的判断理由の記録がないか、記録内容が不十分
- ・ 認定事務の遅延
- ・ 却下通知書等の却下等の理由が具体的に記されていない
- ・ 受給者等の所得確認が不十分（所得更正があった場合に更正後の所得の確認が未実施 等）
- ・ 債権発生状況の確認の結果、過払い期間が長期に渡っている

## **イ 特別障害者手当等**

### **(主な指摘事項)**

- ・ 障害程度の適正な認定のための嘱託医が未配置
- ・ 障害児福祉手当及び特別障害者福祉手当等事務取扱細則が未策定
- ・ 受給者等の所得確認が不十分（所得更正があった場合に更正後の所得の確認が未実施 等）
- ・ 担当職員等に対する研修会が未実施

## **(5) 精神科病院に対する実地指導について**

都道府県及び指定都市においては、毎年度、管内の精神科病院に対する実地指導等を計画的に実施することにより、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の適正な運用の推進をお願いしたい。

厚生労働省においても、都道府県等に対し精神保健福祉法に関する行政事務指導監査を実施し、併せて都道府県等の精神科病院に対する実地指導の検証を行っているところであるが、その結果、是正又は改善を図る必要があるとした令和5年度までの主な指摘事例については以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

### (主な指摘事項)

- ・ 医療従事者（常勤指定医を含む。）の不足
- ・ 定期病状報告書の遅延等
- ・ 要措置者の入院先選定等の不適正
- ・ 医療保護入退院届の遅延
- ・ 精神医療審査会の審査結果通知の遅延
- ・ 保健福祉手帳の発行に係る事務処理の遅延
- ・ 入院形態の変更を検討（任意入院⇔医療保護入院など）
- ・ 診療録の記載が不適切
- ・ 患者負担金の徴収が不適切又は説明不足 等々

なお、これらに適切に対応するため、福祉及び医療の各関係部局が連携した対応を図るようお願いする。

また、精神科病院において、患者に対する虐待など人権侵害はあってはならないことであるが、こうした事案が発生していること等に鑑み、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日障第113号、健政発第232号、医薬発第176号、社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知（※令和5年11月27日障精発1127第7号により改正））等に基づく、適正かつ効果的な実地指導を実施し、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保が図られるよう、管内の精神科病院に対する制度の更なる周知徹底等、引き続き、必要な指導監督の徹底をお願いする。

### (6) 自治体における指導監督体制の整備について

一部の自治体においては、自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多く、また、急な監査業務等のため、事業所に対する十分な指導が行われていないところもある。

各自治体においては、サービスの質の確保・向上を図る観点から、適切な指導監督が実施できるよう、必要な人員の配置や制度を熟知した担当者の配置、指定事務受託法人制度の活用を検討など、実施体制の整備について、引き続きお願いしたい。

また、サービスの専門的知見を踏まえた事業所のケアの質の向上を図る観点から、必要に応じて指導を担当する職員に専門職等の資格を有する職員等を積極的に活用することも検討をお願いしたい。

なお、各自治体の指導監査のご担当者のご協力を得て実施した令和4年度障害者総合福祉推進事業「指定障害福祉サービス事業所等に対する指導等に係る指導方法に関する調査研究事業」の報告書については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、指導監査の参考とされたい。

## 2 令和6年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

### (1) 障害者自立支援業務等指導実施計画について

厚生労働省における障害者自立支援業務等指導については、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスの給付事務等の状況、都道府県等が行う指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）の指定事務及び指導監査並びに市町村に対する助言等の状況を対象として、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、障害者総合支援法に基づく事業者の指定事務等が都道府県から指定都市及び中核市に移譲されたことを踏まえ、指定都市及び中核市に対して、令和6年度においても都道府県と同様の指導を行うこととしているのでご協力をお願いしたい。

#### (指導の主な項目)

- ・ 都道府県等における指導体制
- ・ 都道府県の市町村に対する指導状況等
- ・ 事業者に対する指導監査状況等
- ・ 事業者の指定事務等
- ・ 自立支援給付支給事務等の事務処理状況等
- ・ 事業者の業務管理体制の監督状況等

### (2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画について

厚生労働省における特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査については、特別児童扶養手当支給事務の実施状況、特別児童扶養手当提出事務に係る市区町村への指導監査の実施状況及び特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況等を対象として実施するほか、管内の市区における特別児童扶養手当提出事務及び特別障害者手当等支給事務についても対象としており、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

#### (指導監査の主な項目)

- 都道府県・指定都市
  - ・ 特別児童扶養手当支給事務の実施状況
  - ・ 特別児童扶養手当提出事務に係る市区町村への指導監査の実施状況
  - ・ 特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査の実施状況
- 市（区）
  - ・ 特別児童扶養手当提出事務の実施状況
  - ・ 特別障害者手当等支給事務の実施状況

### (3) 公衆衛生関係行政事務指導監査（精神保健福祉法関係）実施計画について

厚生労働省における精神保健福祉法関係行政事務指導監査については、都道府県・指定都市を対象に公衆衛生関係行政事務指導監査（精神保健福祉法関係）として別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、令和6年度において当該指導監査の際に、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、精神科病院に対する実地指導の実地検証を併せて行う場合があるので、対象とされた精神科病院における指導監査が円滑に実施できるようご配慮をお願いしたい。

（指導監査の主な項目）

- ・ 精神科指定病院の指定基準の遵守状況
- ・ 精神科病院の実地指導及び実地審査状況
- ・ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- ・ 精神医療審査会の状況
- ・ 精神医療費の公費負担事務処理状況
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

### (4) その他

大規模災害が発生した場合など、年度途中での計画変更を余儀なくせざるを得ない場合も想定されることから、そのような場合にはご理解・ご協力をお願いしたい。

【令和6年度計画（案）】※現時点の予定であり今後変更もあり得る。 （別紙）

### 1 障害者自立支援業務等指導実施計画（案）

実施期間	自治体名	備考
別途通知 する。	<p>（都道府県） [ 9 ]</p> <p>宮城県、茨城県、神奈川県、静岡県、奈良県、鳥取県、 愛媛県、福岡県、宮崎県</p> <p>（指定都市） [ 4 ]</p> <p>仙台市、横浜市、静岡市、福岡市</p> <p>（中核市） [ 1 1 ]</p> <p>郡山市、水戸市、高崎市、八王子市、松本市、高槻市、 豊中市、奈良市、鳥取市、松山市、宮崎市</p>	[計 2 4]

### 2 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画（案）

実施期間	自治体名	備考
別途通知 する。	<p>（都道府県） [ 1 4 ]</p> <p>北海道、青森県、秋田県、千葉県、三重県、和歌山県、島根県、 広島県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県、熊本県、鹿児島県</p> <p>（指定都市） [ 0 ]</p> <p>なし</p>	<p>（注）実地検証 を行う市（区） については、追 って連絡する。</p> <p>[計 1 4]</p>

### 3 公衆衛生関係行政事務指導監査（精神保健福祉法関係）実施計画（案）

実施期間	自治体名	備考
別途通知 する。	<p>（都道府県） [ 2 2 ]</p> <p>宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、千葉県、 東京都、富山県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、 和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、 高知県、大分県、宮崎県、</p> <p>（指定都市） [ 1 0 ]</p> <p>札幌市、千葉市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、 名古屋市、堺市、北九州市、熊本市</p>	<p>（注）精神科 病院の実地検 証を併せて実 施する自治体 については別 途通知する。</p> <p>[計 3 2]</p>

## (5) 指導等の効率化・標準化の推進について

指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対する指導等については、「「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」の一部改正について」（令和2年7月17日付け障発0717第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等（以下「効率化等の運用指針」という。）を発出し、指導の効率化策等の周知を図ったところである。

各自治体におかれては、効率化等の運用指針の趣旨・目的、内容を踏まえ指導等を実施していただいているところであるが、効率化等の運用指針を踏まえた指導を行っていない都道府県等については、適宜取り入れを検討するようお願いする。

指導は「監査」とは異なり、事業者等の育成・支援を基本とし、サービスの質の確保及び適正な給付費の請求等を促すことを目的として実施されるものであり、各事業者等における利用者の生活実態、サービス提供状況、各種基準の適合状況等を直接確認しながら気づきを促すなど、よりよいケアの実現を図るために有効な取組みである。

しかしながら、事業所が年々増加傾向にある中で、都道府県等の指導の実施率は、新型コロナウイルス感染症の感染状況の影響もあるが低調であることから、指定の有効期間（6年）内に一度も指導を受けていない事業所が一定割合存在するということになる。

効率化等の運用指針は、こうした状況等を背景に、「標準確認項目」や「標準確認文書」等を定めることで指導等における効率化を図り、事業者側・行政機関側双方の事務負担を減らすことを目指すとともに、また効率化等の結果として、より多くの事業所等を指導することにより、①不適正事案等の防止、②利用者の保護、③サービスの質の確保・向上に繋げていくことを目的としている。

厚生労働省としては、少なくとも指定の有効期間内に2回は実施指導が行われることが望ましく、長期間にわたり指導を受けない事業所が多く存在することは、ひいてはサービス利用者の不利益等に繋がる可能性が高いと考えている。

については、各自治体におかれては、効率化等の運用指針に基づき、より積極的な指導の実施をお願いするとともに、特に指定の有効期間内に1回も指導を受けていない事業所に対しては、事業所の基準違反等の未然防止を念頭に、サービスの質の確保及び利用者保護のため積極的に実施されたい。

なお、効率化等の運用指針に基づく指導において、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきことは言うまでもないことである。仮に指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため「監査」を実施し、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査することについて集団指導等を通じて事業者等に対し周知されたい。

＜参考1：実地指導の効率化等の概要＞

障害福祉サービス事業所等に対する実地指導の効率化・標準化の概要（文書量削減に向けた取組関係）

**背景** ①事業所等の業務負担（人材確保が厳しい中で、また専門人材がケアに集中し、質を確保する等のため、業務負担を軽減させることが重要） ②自治体の業務負担や実施状況の差異（事業所が増加等する一方、限られた自治体の担当職員数でその役割を適切に果たすことができるために業務負担を軽減させることが重要）

**実地指導の負担軽減策（効率化・標準化等）が必要**

効率化・標準化案等の内容	実地指導の負担軽減策（効率化・標準化等）	その他の留意事項
1 実地指導の頻度（指導監査の重点化）	・施設・事業所ともに概ね3年に1度実施することを基本とする。 ・一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる施設・事業所に対しては、例えば毎年度実施するなど、実地指導の重点化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者の主観に基づく指導は行わない。</li> <li>・高圧的でない言動による事業者との共通認識に基づく適切な助言の実施</li> <li>・事業所管理者以外の同席も可能（実情に詳しい従業者等）</li> <li>・個々の指導内容については具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明</li> <li>・効果的な取り組みを行っている事業所は、積極的に評価し、他の事業所へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫など</li> </ul>
2 「標準確認項目」「標準確認文書」の設定等	・原則として「標準確認項目」以外の項目の確認は行わず、「標準確認文書」で確認することを基本とする。（参考：指定基準の確認項目の削減率 ①居宅介護約▲3割、②障害者支援施設等▲3割） （注）なお、詳細な確認が必要と判断する場合は、標準確認項目及び標準確認文書に限定しない。 ・また、確認文書については基本的にP C保管（電子保存）の資料は事業所のP C画面上で書類を確認するなど、事業所に配慮した確認方法に留意することとする。	
3 実地指導の所要時間の短縮	・標準確認項目を踏まえて実地指導を行うことで、一の事業所あたりの所要時間の短縮を図り、1日複数の実地指導を実施	
4 同一所在地等の実地指導の同時実施	・同一所在地や近隣の事業所に対しては、適宜事業者の意向も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で実施することとする。	
5 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施	・関連する法律に基づく指導・監査等との合同実施については、適宜事業者の意向も勘案の上、同日又は連続した日程での実施を一層推進する。	
6 運用の標準化	・実施通知は遅くとも実施の1ヶ月前まで（可能な限り1ヶ月前以上前まで）に通知するとともに、当日の概ねの流れもあらかじめ示すものとする。 （注）事前に通告を行うことなく実地指導等を実施することが必要な場合を除く。 ・利用者の記録等の確認は原則3名までとする。	
7 実地指導における文書の効率的活用（提出資料の簡素化等）	・確認する文書は原則として実地指導の前年度から直近の実績までの書類とする。 ・事前又は当日の提出文書は1部とし、自治体が既に保有している文書の再提出は不要とする。 特に①内容の重複防止（（a）事前提出資料と当日確認資料の重複、（b）法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等の提出済の書類の再提出等）の再提出不要の徹底を図る。	

より多くの事業所等を実地指導  
（※実地指導業務の効率的・効果的实施に資する上記内容を反映した部長通知を令和2年7月17日付けで通知）

**効果** サービスの質の確保・向上（よりよいケアの実現） 利用者の保護 不適正事案等の防止

＜参考2：施設監査の効率化等の概要＞

障害者支援施設等に対する施設監査の効率化等の概要

**背景** ①自治体の業務分担や実施状況の差異（多くの施設等を所管する一方、限られた自治体の担当職員数でその役割を適切に果たすことができるために業務負担を軽減させることが重要） ②障害者支援施設の業務負担（人材確保が厳しい中で、また専門人材がケアに集中し、質を確保する等のため、業務負担を軽減させることも重要）

**施設監査（※）の効率化等が必要**  
※「障害者支援施設等に係る指導監査について」（H19.4.26 障発0426003 障害保健福祉部長通知）に規定する一般監査

効率化・標準化案等の内容	施設監査（※）の効率化等	その他の留意事項
1 施設監査の実施頻度＜重点化＞	・指定障害者支援施設について、過去の実地指導等において問題が無いと認められる場合は、新たに3年に1回の監査とすることも可能とする。 （注）障害児入所施設（児童福祉施設）を除く。 ・一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる施設に対しては、例えば毎年度1回以上監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者の主観に基づく指導は行わない。</li> <li>・高圧的でない言動による事業者との共通認識に基づく適切な助言の実施</li> <li>・事業所管理者以外の同席も可能（実情に詳しい従業者等）</li> <li>・個々の指導内容については具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明</li> <li>・効果的な取り組みを行っている施設は、積極的に評価し、他の施設へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫など</li> </ul>
2 確認項目の効率化等	・指定障害者支援施設の実地指導で代替できる確認項目は施設監査の確認項目から除外可 （参考：現在の確認項目は80項目→今後の確認項目は60項目（削減率約▲2割）） ・また、確認文書については基本的にP C保管（電子保存）の資料は事業所のP C画面上で書類を確認するなど、事業所に配慮した確認方法に留意することとする。	
3 施設監査の所要時間の短縮	・確認項目の効率化等を踏まえて施設監査を行うことで、一の施設あたりの所要時間の短縮を図る。	
4 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施	・関連する法律に基づく指導・監査等との合同実施については、適宜事業者の意向も勘案の上、同日又は連続した日程での実施を一層推進する。	
5 運用の標準化	・実施通知は遅くとも実施の1ヶ月前まで（可能な限り1ヶ月前以上前）に通知するとともに、当日の概ねの流れもあらかじめ示すものとする。 （注）事前に通告を行うことなく実地指導等を実施することが必要な場合を除く。 ・利用者の記録等の確認は原則3名までとする。	
6 施設監査における文書の効率的活用	・確認する文書は原則として施設監査の前年度から直近の実績までの書類とする。 ・事前又は当日の提出文書は1部とし、自治体が既に保有している文書の再提出は不要とする。 特に①内容の重複防止（（a）事前提出資料と当日確認資料の重複、（b）法人内で同一である書類の施設・事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等の提出済の書類の再提出等）の再提出不要の徹底を図る。	

より多くの障害者支援施設の施設監査  
（※施設監査業務の効率的・効果的实施に資する上記内容を反映した部長通知を令和2年7月17日付けで通知）

**効果** サービスの質の確保・向上（よりよいケアの実現） 入所者の保護 不適正事案等の防止



## (6) 令和6年度予算(案)の障害福祉関係指導監督職員等支援事業について

令和3年度より、都道府県等の事業所に対する適切な指導監査及び業務管理体制に関する適切な検査の実施に資すること等を目的として、①都道府県等職員が必要な知識・技術を習得するための研修及び②厚生労働省が所管する事業者に対する研修を実施するための事業を実施しているところである。

令和5年度においては、前年度に引き続きオンラインによる研修を実施したところである。

オンライン研修は、受講期間内に受講すれば業務の合間など受講者にとって短時間で受講できる、受講会場までの移動がないなど広く受講する機会を得られる等利点がある。

令和6年度予算案においても、令和5年度に引き続き、オンラインで実施する予定であるので、各都道府県等におかれては、積極的な研修の参加をご検討いただくとともに担当職員等の研修機会の確保にご配慮をお願いしたい。

## (7) 更なる効率化・標準化について

これまでも、指導監査の実施率低調等の現状把握のため、電話等での聞き取りにご協力いただき感謝する。

今後も実施率等の向上のため、調査研究等を通じて、都道府県等の独自の取り組み等を収集し、関係者に情報提供したい。

また、障害者総合支援法第11条の3及び児童福祉法第57条の3の4では、指導監査事務の一部である質問や文書提出の依頼等について、これらの事務を適切に実施することができるものとして都道府県知事が指定する民間法人に対し、業務委託することができる指定事務受託法人制度があるので、実施率の低調な都道府県等は委託の検討をお願いしたい。